

令和7年度

経 営 所 得

安 定 対 策 等

の 概 要

農業者の皆様へ



農 林 水 産 省

加工用米及び飼料用米等の新規需要米は、定められた用途以外への使用、または定められた用途以外に使用する目的での出荷・販売はできません。

主食用米への横流れや交付金の不適正な受給を防止するため、定められた用途に適正に流通させてください。

取組に当たっては、以下の点に留意してください。



(1) 出荷時の留意事項

- 取組方法に応じて決められた数量を出荷してください。
 - ① あらかじめ、**飼料用米等を生産するほ場を特定した『区分管理方式』**で取り組むことを選択した場合は、**『飼料用米等を生産したほ場の、ふるい下米を含む全収穫量』を出荷（※）**してください。

※ 「ふるい下米」等を飼料用米等として出荷しなかった場合、不適正な流通となり、交付金を支払いません。関係法令等に基づく措置等も執られます。（28ページ参照）
 - ② **主食用米を生産するほ場及び乾燥・調製を主食用米と区分せずに行う『一括管理方式』**で取り組む場合は、**当初の契約数量を出荷することが原則**ですが、作柄変動による変更を行うことができます。（以下の2参照）
- 出荷の際は、食糧法や米トレーサビリティ法に基づき、適正な措置を行ってください。（29ページ参照）
- 加工用米や新規需要米を**集出荷した実績を国に報告**してください。

※ 飼料用米の数量報告書の提出にあたっては、合計収量に加え、ふるい上、ふるい下両方の数量を記載してください。（22ページ参照）

(2) 「一括管理」で取り組んだ場合の契約数量の変更の仕方

- 加工用米及び新規需要米に「一括管理」で取り組み、**作柄変動が生じた場合は、以下の算出方法により契約数量を変更することができます。**
 - ① 契約数量の変更を行おうとする時点における当該地域の作柄表示地帯の単収を用いて算出
 - ・ **当初の契約数量 × (作柄表示地帯の単収 / 作柄表示地帯の単年単収)**
(上記算出数量と当初の契約数量との間の任意の数量とすることができる)
 - ② 加工用米等の生産農業者の主食用米も含めた全収穫量が把握できた場合
 - ・ **当初の契約数量 × (当該農業者の実単収 / 当該農業者の当初の単収)**
 - ③ 自然災害等により減収した場合
 - ・ **当初の契約数量 - (加工用米等生産予定面積 / 全ての水稻作付面積 × 減収量)**
(注) 減収量は、農作物共済の損害高等により、客観的にその減収量が確認された数量

※ ②及び③については、あらかじめ地方農政局長等と協議が必要です。

(3) 加工用米及び新規需要米の用途の変更手続

- 加工用米及び新規需要米は、**あらかじめ契約等を締結した需要者等に販売すること、また、定められた用途で供することが原則**ですが、
 - ① 需要者等における加工用米等の在庫の増大による過大な経営負担の発生、倒産、休廃業等により、当該需要者等に販売することができない場合や当該需要者等が加工用米等を所有することができない場合、
 - ② 着色粒及び微細粒等の低品位米が発生し、定められた用途に使用できない場合等、**真にやむを得ない事由が生じた場合には、国の承認を得た上で用途を変更**することができますので、このような場合は最寄りの地方農政局等に問い合わせてください。
- なお、**承認を受けずに他の用途に使用した場合は、不適正な流通となり、関係法令等に基づく措置等が執られますので注意**してください。

(4) こんな行為は違反です！

- 加工用米及び新規需要米として生産した米を**主食用米として販売**
- 主食用米から発生した「**ふるい下米**」を寄せ集めて**飼料用米として出荷**
- 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を**飼料用米に水増しして出荷**
- 「区分管理」で取り組んだほ場から生産された「**ふるい下米**」を**他の用途に販売**

国は、飼料用米等の**生産、出荷状況等を確認**します。



(5) 不適正な出荷が行われていた場合

- 加工用米及び新規需要米の出荷において不適正な流通が確認され、それが悪質と判断された場合は、
 - ① **名称（氏名）・住所及び違反事実を公表する**
 - ② 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の**全ての経営所得安定対策等に係る交付金を返還又は申請中の交付金の不交付**
 - ③ **一定期間**、新規需要米や加工用米の**取組を認めない**（**捨てづくり**が確認された場合も同様）

等の措置が執られます。

また、飼料用米等の販売等に関する手続を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。

- 確認された不適正な流通が食糧法遵守事項や米トレーサビリティ法等に違反している場合は、各々の法律に基づく罰則も適用されます。

★ 不適正な行為の疑いのあることを見聞きしたら教えてください！

遵守事項

チェック

- ☒ 紙袋等の包装への用途の表示

<罰則>

・遵守事項を遵守しなかった場合には、事業者に対して勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則^注が適用されます。

不正転用による不当利益防止

食糧法に基づき、新規需要米、加工用米等の用途限定米穀の用途外使用に罰則が科されます。

用途限定米穀の保管、出荷・販売時の主な取扱い

- ① 用途限定米穀を保管する場合には、用途が明らかとなるよう、はい票箋による掲示を行う等、他の米穀との明確な区分管理を徹底する必要があります。
- ② 用途限定米穀を出荷・販売する場合には、
 - a. 紙袋等の包装に用途を表示
〔 米粉用米は **粉**、飼料用米は **飼**、加工用米は **加**、その他用途は、その用途に即して輸出用等と表示
 - b. 需要者（需要者団体）に直接販売する必要があります。

注：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

米トレーサビリティー法に基づく措置

記録

チェック

- ☒ 出荷・販売の伝票を受領（又は納品書を発行）
- ☒ 受領した伝票、発行した伝票の控えを保存
- ☒ 用途限定米穀の場合、その用途を記録

<罰則>

・記録の虚偽記載等の義務違反があった場合には、罰則^注が適用されます。

流通ルートの特定

米穀（もみ、玄米、精米等）・米穀を原材料とする飲食料品（米穀粉、米菓生地、もち、だんご、米菓、米こうじ、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん）を①出荷・販売、②入荷・購入、③事業所間の移動、④廃棄した場合には、その記録を作成し、3年間保存する必要があります。

記録事項

品名、産地^{※1}、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所、米穀の用途^{※2}等

※1 米穀の場合はその産地、米穀を原材料とする飲食料品の場合はその原料米の産地

※2 用途限定米穀については、「米粉用米」、「飼料用米」、「加工用米」、「輸出用米」等の用途を記載

注：50万円以下の罰金

（参考）米トレーサビリティー法の産地情報の伝達

事業者間[※]における産地情報の伝達

※ 生産者だけでなく、集荷業者、加工業者、卸売業者にも課される義務です。

米をJAや業者等に出荷・販売した場合には、産地を伝票等又は商品の容器・包装に記載することにより伝達する必要があります。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を直接販売・提供する場合にも、その容器・包装等への表示その他の方法により伝達する必要があります。

適切に産地情報を伝達

伝達

<罰則>

・事業者間における虚偽の伝達等の義務違反があった場合には、罰則が適用されます。

・一般消費者に対し伝達の義務違反があった場合には、勧告・命令を行い、当該命令に従わなかった場合には、罰則が適用されます。

● 米トレーサビリティー法についての情報は、下記のホームページをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html

米トレーサビリティー法

検索

立入検査の実施

食糧法、米トレーサビリティー法の立入検査の権限に基づき、対象事業者が義務を遵守しているか調査を実施します。調査に応じない場合は、交付金の返還等の措置を執る場合があります。